

佐野市運動公園等3施設自動販売機設置者募集要項(随時)

1 はじめに ～自動販売機設置者の募集(随時)にあたって～

佐野市運動公園等に設置する飲料用等自動販売機の設置者を以下のとおり募集(随時)します。

本市では、市有財産の貸付による自動販売機の設置者を募集(随時)し、運動公園等の利便性向上を図るとともに、自主財源の確保に努めるものです。

当該募集(随時)に参加される方は、募集要項(随時)の各事項を確認の上、応募してください。

2 貸付物件

今回の貸付物件は、別表1「物件調書」のとおりです。

3 応募参加資格

本市の「令和5・6年度佐野市物品等競争入札参加資格者名簿」(下記の登録分類参照)に登録されている個人又は法人であることを参加資格とします。

*登録分類=大分類:K「その他の物品」、小分類:07「自動販売機設置」

4 自動販売機の設置条件

(1) 飲料用等自動販売機設置者(以下「設置者」という。)の施設使用形態

地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、本市が設置者に対し、市有財産の一部を貸付ける方法(賃貸借契約)により行います。

(2) 募集期間

随時、募集を受付しています。(令和6年2月15日まで)

(3) 貸付期間

契約締結日から令和6年3月31日までとし、貸付契約の更新は認めないものとします。

(4) 貸付料

貸付料(1円未満切捨て)は、毎月の売上金額(税抜)に提案貸付料率を乗じたものに別途消費税及び地方消費税相当額を加算した価格とする。

(5) 必要経費

自動販売機の設置、維持管理、撤去等に要する経費負担については、次のとおりとします。

ア 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等はすべて設置者(応募者)の負担とし、その方法については、本市の指示に従ってください。

また、設置者(応募者)は、貸付物件に係る自動販売機の売上状況を1ヶ月ごとに取りまとめ、翌月10日までに本市へ売上報告書を提出するものとします。

(6) 設置機器の仕様

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとします。

- ア 転倒防止対策を行うこと。
- イ 新旧500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。
- ウ ピークシフト・ピークカット、省エネルギー、ノンフロン対応など環境負荷の低減に十分配慮した機能を搭載したものを設置すること。
- エ 利用者に使いやすく開発されたユニバーサルデザインのものや、タッチパネル方式の機器を設置することについて、極力導入に努めること。
- オ 外観については、設置場所に配慮したものとし、本市と協議の上、設置すること。
- カ 設置場所には給排水管がないことから、カップ式自動販売機については、タンク式のものとする。
- キ 本市との災害協定等の締結事項がある場合、それらに対応する機器仕様であること。

(7) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- ア 設置条件を遵守し、貸付料を本市が定める期限までに確実に納付すること。
- イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- ウ 販売品の搬入及び廃棄物の搬出時間・経路については本市と協議の上行うこと。
- エ 販売品目は、清涼飲料水（スポーツドリンク含む）、乳飲料等とし、酒類の販売を行わないこと。なお、商品の具体的な構成については、設置者（応募者）決定後、設置前に本市と協議を行うこと。
- オ 自動販売機の販売価格は、標準小売価格（メーカー希望小売価格）を超えない価格で販売すること。

(8) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置者（応募者）が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ 自動販売機に併設して、販売する飲料等の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置者（応募者）の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認した上で、安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- オ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置者（応募者）の責任において速やかに対応すること。

(9) 原状回復

設置者（応募者）は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置者（応募者）は一切の補償を本市へ請求することはできません。

5 応募方法

郵送または持参にて、次の書類を佐野市産業文化スポーツ部スポーツ推進課まで提出してください。

- ① 自動販売機設置申込書

6 設置者（応募者）の決定

着順とさせていただきます。なお、同一の【物件番号】に対し複数の申込みがあった場合は、最低提案貸付料率以上の率の者のうち、最も高い率を提示した者を設置業者とさせていただきます。（提案率が同率の場合は、別途選定方法について連絡させていただきます。）

7 契約の締結

- (1) 別紙契約書（様式第8）により、契約書を作成するものとします。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。
- (3) 貸付契約は、入札参加者名義で行います。
- (4) 契約を締結するまでの間に、設置者（応募者）が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとします。この場合、本市は一切の損害賠償の責を負いません。

8 貸付料の納付

貸付料は、本市の発行する納入通知書により、指定する期限までに全額納入していただきます。また、既に納付した貸付料は返還いたしません。

*売上実績（売上個数、金額、売上カウンター値）については、本市が定める期日までに毎月報告するものとします。

*売上カウンター値については、前回報告値との差が売上個数の合計と合致するものとします。また、随時本市は設置者（落札者）立会のもと、売上カウンター値を確認できるものとします。

9 貸付建物概要

- A 施設名 : 花・花薬局さの体育館（市民体育館）
場 所 : 佐野市赤見町2130番地2
開館時間 : 午前9時～午後10時（月曜日及び12月29日～1月3日は休館）
利用者数 : 29, 161人（令和4年度実績）
- B 施設名 : 清酒開華スタジアム（陸上競技場）
場 所 : 佐野市赤見町2130番地2
開館時間 : 午前9時～午後9時（月曜日及び12月29日～1月3日は休館）
利用者数 : 32, 304人（令和4年度実績）
- C 施設名 : コンチネンタルホームフィールド（第1多目的球技場）
場 所 : 佐野市赤見町2130番地2
開館時間 : 午前9時～午後9時30分（月曜日及び12月29日～1月3日は休館）
利用者数 : 22, 929人（令和4年度実績）
- D 施設名 : テニスコート
場 所 : 佐野市赤見町2130番地2
開館時間 : 午前9時～午後9時30分（月曜日及び12月29日～1月3日は休館）
利用者数 : 23, 589人（令和4年度実績）

- E 施設名 : プール駐車場
場 所 : 佐野市赤見町2130番地2
開館時間 : 午前9時～午後10時（月曜日及び12月29日～1月3日は閉鎖）
- F 施設名 : 佐野市佐野武道館
場 所 : 佐野市堀米町167番地1
開館時間 : 午前9時～午後9時30分（月曜日及び12月29日～1月3日は休館）
利用者数 : 13,514人（令和4年度実績）

10 問い合わせ先

住 所 〒327-8501 佐野市高砂町1番地
佐野市産業文化スポーツ部 スポーツ推進課 スポーツ施設係（担当：浅見）
電話番号 (0283)20-3049（直通）
ファックス番号 (0283)20-3029
電子メール spkanri@city.sano.lg.jp